

令和3年度緑の募金公募事業の運用について

山形県緑の募金実施要領第10条（1）に定める「緑の募金公募事業」については、次のとおりとする。

1 対象事業

【1】森林整備事業

県内で行う次のいずれかに該当する事業とする。

- ① 森林の整備（森林・原野・里山等での植栽、下刈、間伐、蔓切、植栽や除間伐と一体的に行われる有害鳥獣の食害対策や歩道整備等の作業）
- ② 森林整備体験等を目的とするイベント

【2】植樹支援事業

県内において緑化の推進又は環境学習を目的として樹木の植栽を行う事業で、次の要件をすべて満たすものとする。

- ① 植樹場所は多くの人の目に触れる場所であること
- ② 申請団体が主体的に植樹を行う事業であること（作業の一部委託は可）
- ③ 植樹後の管理を適切に実施できること

【3】木育活動支援事業

県内における森林整備に繋がる木材の利用促進と木育活動の普及を目的として、県産木材を活用した木製品（机、いす、玩具等）を購入し設置する事業で、次の要件をすべて満たすものとする。

- ① 山形県内産木材を使用したものであること
- ② 木製品を設置する施設は、県内の幼稚園、保育所、児童館及びこれらに類似する施設であること

【対象外とする事業】

次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

- ① 既に、国・県又はそれらの機関から「緑の募金交付金以外」の補助・助成等を受けている、または受ける見込みにあるもの
- ② 特定の事業者の利益のため、または個人的な目的のために行われるもの
- ③ 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- ④ 各種法令に違反しているもの
- ⑤ 事業実施箇所の土地の所有者、管理者の承認を得ていないもの

- ⑥ 県・市町村等で実施すべきと考えられるもの（県・市町村が管理している森林の整備等）
- ⑦ その他「緑の募金事業」としてふさわしくないと認められるもの

2 事業期間

原則として、認定（交付決定）通知から令和4年3月31日までに完了するものであること。

3 応募要件

【1】森林整備事業

応募できる者は、次の要件をすべて具備している団体とする。

- ① 自主的、組織的な活動で事業を実施できること
- ② 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること
- ③ 本事業への継続申請が3年以内であること（令和2年度以降に適用）
- ④ 営利を目的としない民間団体であること

ただし、法人格を有しない民間団体（ボランティア団体等）は、次の条件をすべて満たしていること

- ・規約等を有すること
- ・定期的に総会を行っていること
- ・自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること

【2】植樹支援事業

【1】森林整備事業と同様とする。

【3】木育活動支援事業

応募できる者は、1の【3】②に掲げる対象施設の管理者又は保護者会等とする。

4 「緑の募金公募事業」の交付対象経費

【1】森林整備事業

交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

科 目	区 分	細 分	摘 要
行動費	交通費	人員輸送	車両借上げ料等
	保険料		ボランティア保険等

資材費	機械・器具	消耗品費	替刃等
		借上げ料	チェーンソー：上限 1 千円/台・日 刈払機：上限 500 円/台・日
	苗木等		
	その他		事業 PR 看板資材等
資材等運搬費	運搬費	借上げ料	軽トラック：上限 2 千円/台・日
指導者経費	謝金等		外部講師：5 千円～1 万円/人・日
事務費	事務用品費		
	印刷費		
	通信費		

注)：次の経費については、交付の対象外とする。

- ① 申請団体の運営経費
- ② 役員・会員等内部講師への謝金、ボランティアの労賃
- ③ ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費
- ④ 資産となる物品の購入、食糧費、参加記念品
- ⑤ 居住地から集合・解散場所までの旅費
- ⑥ 業者へ委託する事業
- ⑦ 当該事業に関係のない経費

【2】植樹支援事業

交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

科 目	区 分	細 分	摘 要
資材費	苗木等	苗木	樹木に限る
		支柱	植樹に必要な支柱及び結束材
		用土・肥料	植樹に必要な用土及び肥料
	その他	標柱・看板	

注)：植栽作業や標柱設置の経費を含め、上記資材費以外は交付対象外とする。
ただし、運賃、振込手数料を資材費に含めることは可とする。

【3】木育活動支援事業

交付の対象となる経費は、県産木材を利用した木製品の購入費及び設置に係る経費とする。

注)：実施報告書の添付書類として、「県産木材証明書（任意様式）」を添付すること。証明者は、木製品の製造事業者とし、証明書には、①購入した製品名、②使用樹種、③原木生産地を必ず記入すること

5 「緑の募金公募事業」の申請限度額

各事業における交付金の申請限度額は次のとおりとする。

【1】森林整備事業	1団体	200,000円以内
【2】植樹支援事業	1団体	100,000円以内
【3】木育活動支援事業	1団体	100,000円以内

6 応募方法

別に定める「緑の募金事業認定申請書【別紙様式1（公募事業）】」によるものとする。

7 応募期間

令和3年6月14日（月）から令和3年8月2日（月）まで（必着）

8 採択の決定及び通知

応募申請書等について「公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構助成事業選考委員会」で審査の上、事業の採否を決定し、応募申請者に通知するものとする。

なお、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構理事長は、交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請事項に修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

9 事業実施報告の提出

当該事業主体は、事業完了後、やまがた森林と緑の推進機構に対し、別紙様式3により事業実施報告を行うものとする。報告期限は、規程第9条に基づき、事業完了の日から1ヶ月以内とする。ただし、最終報告期限は、令和4年3月31日とする。

10 交付金額の確定

実施報告のあった事業について、やまがた森林と緑の推進機構が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業主体に通知する。

1 1 その他

- (1) 事業の実施については、「山形県緑の募金実施要領」に定めるとおりとする。
- (2) 採択された事業の実施にあたっては、「緑の募金事業」であることが参加者や県民に広く周知されるよう、別紙1の記載例を参考に、看板や標柱、シール等での表示を必ず行い、緑の募金運動の推進に努めるものとする。

1 2 問い合わせ及び応募先

公益財団法人 やまがた^{もり}森林と緑の推進機構 緑化推進課

〒990-2363 山形県山形市大字長谷堂字馬場 2265

TEL 023-688-6633 FAX 023-688-6634

(応募書類等はメールでお送りしますので、お問い合わせください)

別紙1 看板・標柱・シールの記載例

<看板の記載例>

<p>〇〇植樹事業（事業名）</p> <p>この事業は、（公財）やまがた森林と緑の推進機構「緑の募金 公募事業」により緑の募金を活用して実施されたものです。</p> <p>〇〇ザクラ 〇〇本（樹種と本数）</p> <p>令和〇〇年〇月〇日（完了年月日） 〇〇協会（実施団体名）</p>
--

<標柱の記載例>

〇〇植樹事業（事業名）	〇〇ザクラ 〇〇本（樹種と本数）	令和〇〇年〇月〇日 〇〇協会（実施団体名）	（公財）やまがた森林と緑の推進機構 緑の募金公募事業
-------------	------------------	-----------------------	----------------------------

※4面を展開した模式図

<シールの記載例>

〇〇事業（事業名）

この事業は、（公財）やまがた森林と緑の推進機構「緑の募金
公募事業」により緑の募金を活用して実施されたものです。

令和〇〇年〇月〇日（完了年月日）

〇〇協会（実施団体名）